



埼玉県発行

目

次

規 則

○職員の勤務時間 る規則の一部を改正する規則 休暇等に関す

間

(任用審査課)

規 則

間

中

職員の勤務時間、 成二十一年三月三十一日 休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

玉県人事委員会委員長 香 Ш 實

埼玉県人事委員会規則一三―三六

職員の勤務時間、 職員の勤務時間、 休暇等に関する規則 休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (埼玉県人事委員会規則一三―一八)

0)

部を次のように改正する。

を 「百五十五時間」 「七時間四十五分」に改める 第三条第 「掲げる日数」 一項及び第三項中 に、 「四十時間」 を 「定める日数」 「半日勤務時間」 を「三十八時間四十五分」に、 に改め、 を 「四時間の勤務時間 同条第一 号中 百六十時間 「八時間 に改める

第七条の三第 一項中 「当該各号に掲げる」 を 「当該各号に定める」 に改 め 同

第四項中「掲げる日数」を「定める日数」に改める。

改め、 時間」 改め、 を「一分」に改め、 同条第四項とし、 第九条第三項を削り、 同項を同条第三項とし、同条第五項中「掲げる時間数」を「定める時間数」に を「三時間五十五分」に改め、 同号ハ中 同項第一号中「八時間」を 「八時間」を「七時間四十五分」に改め、 同条第六項を同条第五項とする。 同項第四号中 同条第四項第二号中「八時間」を「七時間四十五分」 「七時間四十五分」に改め、 「八時間」を「七時間四十五分」に改め、 同号口中「五時間」 を 同項第三号中「一時間 「四時間五十五分」に 同項第二号イ中 同 関項を 四四

時間」を「七時間四十五分」に改め、 四十五分」に、 員会と」に改め、 号の四中 数」に改め、 第十一条第一項中 「八時間」を | を 「定める期間」 に改め、 「八時間」を 「八時間」 「百十二時間」 を「七時間四十五分」 同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、 「八時間」 「七時間四十五分」に改める。 「七時間四十五分」に、 同項第十六号中 「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、 |を「百八時間三十分」に、 を「七時間四十五分」に改め、 同項第七号中 [四十時間] 「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、 に改め、 同条第三項中「掲げる時間数」を「定める時 「一時間 同項第十二号中「委員会の を「一分」に改め、 [四十時間] を 「三十八時間四十五分」 同項第二号中 を「三十八時間 同項第三 同項第一 「掲げる期 を 同項第 八八 号

第十二条第五項及び第十九条中 「八時間」を 「七時間四十五分」に改める。

附 則

この規則は、 平成二十 一年四月一日から施行する。

発行日 毎 週

火曜日

・金曜日

購読料金 年 便 兀 料 万三 金 を 千 含 兀

む 百 ث

〇四八

発 行 者

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 四 埼玉県報ホー

(代表) http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm

ムページアドレ V 関 東

印刷所 ○四八 さいたま市南区別所三― 図 書 九〇 式 会 社